

令和6年度いわき市トリチウム分析（海水）
業務委託

一 般 競 争 入 札
入 札 説 明 書

令和6年4月

いわき市危機管理部原子力対策課

入札説明書

この入札説明書は、令和6年度いわき市トリチウム分析（海水）業務委託について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、いわき市財務規則（昭和44年3月31日いわき市規則第17号。以下「財務規則」という。）及び一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定等に基づき、いわき市が発注する業務委託契約に関し、入札に参加する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

いわき市長 内田 広之

2 入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度いわき市トリチウム分析（海水）業務委託

(2) 調達案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 納入場所

いわき市危機管理部原子力対策課（福島県いわき市平字梅本21）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) いわき市契約等の係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条1項に規定する除外対象者に該当しない者であること。

(3) 公告日現在で、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）に加入している者（社会保険等の適用が除外されている者を含む。）であること。

(4) 過去2年の間に水又は海洋生物のトリチウム分析業務を受注した実績のある者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

(1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）に次の書類を添付し、令和6年4月25日（木）から令和6年5月9日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分の間に、下記5(1)に掲げる場所に郵送又は持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。ただし、郵送による場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法とし、令和6年5月9日（木）午後5時15分必着とする。

なお、期日までに当該申請を行わなかったときには、入札に参加する者に必要な資格が与えられないので、十分に注意すること。

このほか、必要に応じて入札参加資格を確認するための書類の提出又は聴取等を求め

ることがある。

ア 全部事項証明書（登記簿）謄本又はその写し

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

イ 身分証明書（個人企業の代表者に限る。契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ていない者でないことの市町村長の証明。）

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

ウ 納税証明書（未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税その3の3））

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

エ 納税証明書（一般）

いわき市に納税義務がある者は市が発行する納税証明書又は写し

提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

オ 事業者概要

事業者の概要がわかる書類（会社案内、パンフレット等）を添付すること。

特に、過去2年の間に水又は海洋生物のトリチウム分析業務を受注した実績が確認できる書類を必ず添付すること。

カ 誓約書（様式6）

(注) 返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金を加えた所定の料金の切手を貼った長3号封筒を同封すること。

(2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しないものとする。

(3) 入札参加資格の有無については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により通知する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札に関する書類の提出場所（郵便入札による）、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 970-8686

住 所 福島県いわき市平字梅本 21
いわき市危機管理部原子力対策課

電 話 0246-22-1204

F A X 0246-22-1209

電子メールアドレス gentai@city.iwaki.lg.jp

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月7日（火）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。

なお、いわき市ホームページからダウンロードして入手することができる。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

日 時 令和6年5月17日（金）午前11時00分

場 所 いわき市危機管理部原子力対策課

6 入札書の提出方法

(1) 入札書（様式5）を提出する場合は、郵送によるものとする。

- (2) 封筒の表面に委託業務名、あて名「日本郵便株式会社いわき郵便局留 いわき市危機管理部原子力対策課 行」、開札日及び「入札書在中」の文言を、裏面には差出人の住所、商号又は名称、代表者職氏名、電話番号及びファックス番号を記載する。
※入札書の郵送に使用する宛先等（様式8）を使用する。
- (3) あて先を「日本郵便株式会社いわき郵便局留 いわき市危機管理部原子力対策課 行」とする。
- (4) 入札書は令和6年5月16日（木）必着とする。
- (5) 入札書等を提出した郵便入札参加者は、開札までの間に限り当該入札を辞退することができる。この場合において、郵便入札参加者は、入札辞退届をいわき市原子力対策課まで持参しなければならない。
- (6) 郵送の方法は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかとする。

その他、郵便による入札の詳細については、郵便入札心得及びいわき市郵便入札実施要項に準ずるものとする。

7 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記5(3)に掲げる日時までに入札金額の3%以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、市が発行する納入通知書で現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、いわき市指定金融機関又はいわき市指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、その納付に代えて担保として財務規則第218条第1項に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を上記5(3)に掲げる日時及び場所に持参すること。
- (4) 財務規則第115条第1項各号（別記1）のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (5) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則に定めるところによる。

8 開札

- (1) 開札は上記5(3)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、当該開札事務に関係のない職員を2名以上立ち合わせるものとする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合、くじ引きを行うものとする。その際、入札参加登録番号の下3桁をくじの数とみなすものとする。
- (4) 開札の結果、予定価格の制限に達した入札者がいないときは、再度競争入札を行う。なお、再度の入札についても郵便入札による行う。
その他、開札については入札心得（郵便入札用）及びいわき市郵便入札実施要項に定めるところによる。

9 入札者に要求される事項

上記4(1)に掲げる書類を提出し、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により入札参加資格があると認めた者とする。また、入札者は、開札日の前日までの間において提出した書類に関し、いわき市長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

10 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) この入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) この入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札
- (3) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (4) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (5) 郵便による入札において規定に反した方法の入札
- (6) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (7) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 金額を訂正した入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (11) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (12) 明らかに連合によると認められる入札
- (13) 最低制限価格を下回る価格による入札
- (14) その他、入札に関する条件又は市において特に指定した事項に違反した入札

12 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みした者のうち最低価格をもって有効な入札した者を落札者とする。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札者がいない（入札、再度入札又は上記8（4）による再々度入札を執行しても落札者がいないときを含む）ときは、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

なお、随意契約による場合の提出については別に指示する。

14 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約金額の10%以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつてはいわき市指定金融機関又はいわき市指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第218条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

- (3) 財務規則第 136 条第 4 項各号（別記 2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の減免については、落札者に別途連絡する。
- (5) 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

15 契約書の作成

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約しなければならない。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、15(1)に規定する期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

16 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

17 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

18 その他

- (1) 入札に参加を希望する者は、仕様書等について疑義がある場合において、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式 4）により、説明を求めることができる。

質問書によるものは、一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式 7）により回答するほか、いわき市危機管理部原子力対策課ホームページに掲載する。ただし、入札参加資格があると認められなかった者からの質問についての回答は、特に必要と認められない限り行わないものとする。

受付期間 令和 6 年 4 月 25 日（木）から令和 5 月 7 日（火）まで

受付方法 電子メール、ファクシミリ

受付場所 上記 5 (1)に掲げる場所

回答日 令和 6 年 5 月 8 日（水）

- (2) 本入札説明書受領者は、本入札手続き以外の目的で次の行為を行ってはならない。

ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡

イ 第三者への配布を目的とした本説明書の複写

ウ 第三者への本説明書複写物の配布

- (3) 天災地変その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

- (4) 入札から落札者の決定までに入札者が上記 3 に示す要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。

- 19 当該調達契約に関する事務を担当する課
上記5(1)に同じ。

いわき市財務規則 抜粋

(入札保証金の減免)

第 115 条 施行令第 167 条の 7 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 施行令第 167 条の 5 第 1 項の資格を有する者による一般競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (3) 一般競争入札に参加しようとする者が、過去 2 年間に市若しくは他の地方公共団体又は国（予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 99 条第 9 号に掲げる公庫等を含む。以下同じ。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- 2 前項第 1 号の規定により入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該一般競争入札に参加しようとする者をして、当該入札保証保険に係る保険証券を提出させなければならない。

(契約保証金)

第 136 条 契約権者は、契約の相手方となるべき者をして、請負代金額又は契約代金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じて得た額）の 10 分の 1 以上の額（市有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、当該一般競争入札に係る入札保証金の額に相当する額）の契約保証金を現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、指定金融機関又は指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めさせなければならない。

2 前項の規定による契約保証金の納付は、次の各号のいずれかに該当する担保の提供をもつて代えることができる。

- (1) 第 218 条第 1 項各号に規定する有価証券
 - (2) 当該契約に係る債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証
- 3 前項の規定により提供される有価証券の担保価額の算定は、第 218 条第 1 項に規定するところによる。
- 4 契約権者は、第 2 項第 2 号の保証をもつて契約保証金の納付に代えるときは、契約の相手方となるべき者をして、当該保証に係る証書を提出させなければならない。
- 5 前項の規定による証書の提出は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該証書に係る銀行、金融機関又は保証事業会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。
- 6 契約権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前各項の規定にかかわらず、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。
- (1) 契約の相手方が官公署その他これに準ずると市長が認める法人であるとき。
 - (2) 契約の相手方が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した

とき。

(3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(4) 契約（工事又は製造の請負契約並びに設計、測量及び調査の委託契約を除く。）の相手方が、過去2年間に市若しくは他の地方公共団体又は国とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(5) 1件100万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。

(6) 1件の請負代金額が500万円未満の工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(7) 1件の契約代金額が300万円未満の設計、測量及び調査の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(8) 随意契約（次号に規定する随意契約を除く。）を締結する場合において、請負代金額又は契約代金額が100万円未満のもので、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(9) 土地又は建物の売却に係る随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

7 契約権者は、前項第2号及び第3号の規定により契約保証金の納付を免除するときは、契約の相手方となるべき者をして、当該履行保証保険契約に係る保険証券又は当該工事履行保証契約に係る保証証券を提出させなければならない。

8 前項の規定による保険証券又は保証証券の提出は、電磁的方法であつて、当該保険証券又は当該保証証券に係る保険会社が定め、契約権者が認めた措置をもつて代えることができる。